

## 提 案 理 由

報告第10号 専決第10号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】 令和5年8月31日、関宮地域局駐車場内において、公用車を発進させた際、駐車していた相手方車両に接触し損傷させたもの</p> <p>■損害賠償の額 73,260円 ■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0%</p>
議案第50号	養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>本件は、令和5年8月に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和5年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。</p> <p>【改正内容】 令和5年度の期末手当の改正（年4.25月→4.35月） 6月支給分 2.125月 → 2.125月（±0.0） 12月支給分 2.125月 → 2.225月（+0.1） 令和6年度の期末手当の改正（年4.35月の均等化） 6月支給分 2.125月 → 2.175月（+0.05） 12月支給分 2.225月 → 2.175月（-0.05）</p>
議案第51号	養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>本件は、令和5年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）について、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。</p> <p>【改正内容】 養父市職員の給与に関する条例の一部改正</p>

- ・行政職給料表及び医師職給料表の改正
- ・令和5年度の職員の期末手当の改正（年2.40月→2.45月）
  - 6月支給分 1.20月 → 1.20月（±0.00）
  - 12月支給分 1.20月 → 1.25月（+0.05）
- ・令和5年度の職員の勤勉手当の改正（年2.00月→2.05月）
  - 6月支給分 1.00月 → 1.00月（±0.00）
  - 12月支給分 1.00月 → 1.05月（+0.05）
- ・令和6年度の職員の期末手当の改正（年2.45月の均等化）
  - 6月支給分 1.20月 → 1.225月（+0.025）
  - 12月支給分 1.25月 → 1.225月（-0.025）
- ・令和6年度の職員の勤勉手当の改正（年2.05月の均等化）
  - 6月支給分 1.00月 → 1.025月（+0.025）
  - 12月支給分 1.05月 → 1.025月（-0.025）
- ・令和5年度の再任用職員の期末手当の改正（年1.35月→1.375月）
  - 6月支給分 0.675月 → 0.675月（±0.000）
  - 12月支給分 0.675月 → 0.700月（+0.025）
- ・令和5年度の再任用職員の勤勉手当の改正（年0.95月→0.975月）
  - 6月支給分 0.475月 → 0.475月（±0.000）
  - 12月支給分 0.475月 → 0.500月（+0.025）
- ・令和6年度の再任用職員の期末手当の改正（年1.375月の均等化）
  - 6月支給分 0.6750月 → 0.6875月（+0.0125）
  - 12月支給分 0.7000月 → 0.6875月（-0.0125）
- ・令和6年度の再任用職員の勤勉手当の改正（年0.975月の均等化）
  - 6月支給分 0.475月 → 0.4875月（+0.0125）
  - 12月支給分 0.500月 → 0.4875月（-0.0125）

養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・特定任期付職員の給与表の改正
- ・令和5年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年3.3月→3.4月）
  - 6月支給分 1.65月 → 1.65月（±0.0）
  - 12月支給分 1.65月 → 1.75月（+0.1）
- ・令和6年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年3.40月の均等化）
  - 6月支給分 1.65月 → 1.70月（+0.05）
  - 12月支給分 1.75月 → 1.70月（-0.05）

養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給料表の改正
- ・令和5年度のフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の改正（年2.5月→2.6月）
  - 6月支給分 1.25月 → 1.25月（±0.0）

12月支給分 1.25月 → 1.35月 (+0.1)  
 ・令和6年度のフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の改正（一般職と同率に改正）  
 6月支給分 1.25月 → 1.225月 (-0.025)  
 12月支給分 1.35月 → 1.225月 (-0.125)

議案第52号 養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、養父市国民健康保険出合診療所の建築工事が完了し、診療所の位置を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。  
 なお、施行日は、令和5年12月18日からである。

【改正内容】

変更前	変更後
養父市出合223番地2	養父市出合198番地2

議案第53号 養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、社会情勢の変化等に伴い、認定要件の改正のほか、市内の幅広い業種を制度の対象とするための業種の追加など、所要の改正を行うものである。  
 なお、施行日は、令和6年4月1日からである。

議案第54号 養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が令和5年5月19日に公布され、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。  
 なお、施行日は、令和6年4月1日からである。

【改正内容】

接近禁止命令等の用語が定義されたことに伴い、改正するもの

議案第55号 養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て

	<p>支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）が令和5年9月15日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p><b>【改正内容】</b> 各規定部分に条ずれ等が生じているものについて、改正するもの</p>
議案第56号	市道路線の認定について
理由	<p>本件は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、新たに市道として認定するため、同条第2項の規定により、議決を求めるものである。</p>
議案第57号	<p>養父市大屋文化交流施設木彫展示館の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b> ・養父市大屋文化交流施設木彫展示館</p> <p><b>【指定管理者】</b> [REDACTED] 大杉区 区長 枳尾 哲司</p> <p><b>【指定の期間】</b> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
議案第58号	<p>養父市大屋農作業準備休養所の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b> ・養父市大屋農作業準備休養所</p> <p><b>【指定管理者】</b> [REDACTED] おおや高原有機野菜部会 部会長 金谷 智之</p> <p><b>【指定の期間】</b> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
議案第59号	<p>養父市おおや農村公園の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b> ・養父市おおや農村公園</p> <p><b>【指定管理者】</b> 兵庫県養父市大屋町加保582番地 株式会社おおや振興公社</p>

議案第60号	<p>代表取締役 田村 力</p> <p>【指定の期間】 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>養父市逆水総合公園の指定管理者の指定について</p>
議案第61号	<p>【施設の名称】 ・養父市逆水総合公園</p> <p>【指定管理者】 [REDACTED]</p> <p>奈良尾区 区長 長村 賢一</p> <p>【指定の期間】 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>養父市天滝公園の指定管理者の指定について</p>
議案第62号	<p>【施設の名称】 ・養父市天滝公園</p> <p>【指定管理者】 [REDACTED]</p> <p>天滝を生かす会 会長 大谷 義信</p> <p>【指定の期間】 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>養父市ミズバショウ公園の指定管理者の指定について</p>
議案第63号	<p>【施設の名称】 ・養父市ミズバショウ公園</p> <p>【指定管理者】 [REDACTED]</p> <p>加保坂開発組合 組合長 島垣 晃</p> <p>【指定の期間】 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>養父市福定親水公園の指定管理者の指定について</p> <p>【施設の名称】 ・養父市福定親水公園</p> <p>【指定管理者】</p>

	<p>兵庫県養父市福定738番地 1 氷ノ山鉢伏観光協会 会長 藤原 博徳</p> <p><b>【指定の期間】</b> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>議案第64号</p>	<p>養父市森石ヶ堂古代村の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b> ・養父市森石ヶ堂古代村</p> <p><b>【指定管理者】</b> 兵庫県養父市森16番地17 森古代村合同会社 代表社員 沖田 正喜</p> <p><b>【指定の期間】</b> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>議案第65号</p>	<p>養父市奥米地ほたるの里の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b> ・養父市奥米地ほたるの里</p> <p><b>【指定管理者】</b> 兵庫県養父市奥米地773番地 奥米地ほたるの里づくり協議会 会長 村崎 定男</p> <p><b>【指定の期間】</b> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>議案第66号</p>	<p>養父市若杉高原おおやスキー場の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b> ・養父市若杉高原おおやスキー場</p> <p><b>【指定管理者】</b> 兵庫県養父市大屋町大杉99番地 2 若杉高原開発企業組合 代表理事 辻 隆</p> <p><b>【指定の期間】</b> 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>議案第67号</p>	<p>養父市高中そば管理直売施設の指定管理者の指定について</p> <p><b>【施設の名称】</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養父市高中そば管理直売施設</li> <li>【指定管理者】</li> <li>兵庫県養父市奥米地604番地2</li> <li>高中特産物生産組合</li> <li>組合長 安達 繁</li> <li>【指定の期間】</li> <li>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</li> </ul>
<p>議案第68号</p>	<p>養父市関宮活性化施設の指定管理者の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【施設の名称】</li> <li>・養父市関宮活性化施設</li> <li>【指定管理者】</li> <li><span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</span></li> <li>大久保区</li> <li>区長 田中 敏久</li> <li>【指定の期間】</li> <li>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</li> </ul>
<p>議案第69号</p>	<p>養父市由良セカンドハウス村の指定管理者の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【施設の名称】</li> <li>・養父市由良セカンドハウス村</li> <li>【指定管理者】</li> <li>兵庫県養父市大屋町中34番地4</li> <li>由良セカンドハウス村管理組合</li> <li>理事長 枳尾 高</li> <li>【指定の期間】</li> <li>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</li> </ul>
<p>議案第70号</p>	<p>養父市体験施設ログハウス「ゆら」の指定管理者の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【施設の名称】</li> <li>・養父市体験施設ログハウス「ゆら」</li> <li>【指定管理者】</li> <li>兵庫県養父市大屋町中34番地4</li> <li>由良セカンドハウス村管理組合</li> <li>理事長 枳尾 高</li> <li>【指定の期間】</li> <li>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</li> </ul>
<p>議案第71号</p>	<p>エスポワールこじかの指定管理者の指定について</p>

	<p><b>【施設の名称】</b>  ・エスポワールこじか</p> <p><b>【指定管理者】</b>  兵庫県神戸市須磨区友が丘1丁目1番地  社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団  理事長 水野 雄二</p> <p><b>【指定の期間】</b>  令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
理由	上記15件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第72号	令和5年度養父市一般会計補正予算（第5号）
議案第73号	令和5年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第74号	令和5年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和5年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第76号	令和5年度養父市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第77号	令和5年度養父市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第78号	令和5年度養父市下水道事業会計補正予算（第4号）
理由	上記7件は、令和5年人事院勧告に伴う職員の給料、勤勉手当等の引き上げに必要となる経費の補正を行うものである。
議案第79号	令和5年度養父市一般会計補正予算（第6号）
議案第80号	令和5年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第81号	令和5年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	令和5年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第83号	令和5年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第84号	令和5年度養父市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第85号

令和5年度養父市下水道事業会計補正予算（第5号）

理 由

上記7件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。